

第2講 知的財産権の概要

第1話 知的財産を産出する者とその権利



知的財産は誰が
生み出すのですか



- ①法律上の「人」には「自然人」と「法人」があります。知的財産は人の知的活動の産物ですから当然ながら自然人が知的財産を生み出します。知的財産関連法では法人の業務範囲内でその従業者等の自然人が知的活動を行った成果については条件付で法人に知的成果を帰属させることを容認する条文があります。その場合でも発明者や創作者には自分の氏名を表示する権利（人格権）があります。
- ②「法人」とは法律で人と見なす一定の要件を満たすと認定した団体（法定団体）をさします。株式会社、有限会社、財団法人、政府、地方自治体、公共団体等がそれに該当します。
- ③法人格がない私的団体は知的財産権に関する権利に制限があります。
- ④知的財産権を人の知恵に関する財産との観点から無体財産権ともいいます。



無体財産権とは
何のことですか



- ①財産は資産と同意語で、それについては会計上は流動資産、固定資産、投資資産、無体資産等と区別されています。そして土地、建物、お金、有価証券のような「かたち」のある「有体財産」と対比するものとして、「無体財産」という言葉が用いられており、知的財産はこれに当たるとされています。ただし、知的財産はそのままでは会計上の無体財産としての価値がなく、正規の手続きを経て登録されて始めて知的財産権となり、無体財産権としての価値が生まれます。
- ②しかし、知的財産権の価値をいくりに評価し、それを会計上の無体財産と計上することは、ライセンス収入や販売に対する寄与度が明らかな場合はその収入や寄与度で算定するなどの方法がありますが、それでもなかなか難しい問題です。特許権を維持するための毎年支払う「維持年金」を資産に計上することもできますが、その特許が現実にご利用されないものであれば、その「維持年金」は事実上、不良債権と言えるでしょう。こうした問題については、別に「知的財産経営学」として詳しく説明することにします。
- ③なお、正規の手続きを経て登録されていない知的財産は第三者対抗できる財産権ではありませんが、その場合でも発明者などが、それに自分の氏名を表示する権利、人格権があります。
- ④著作権法では著作者人格権により著作物の無断改変が禁じられています。特許権等工業所有権法では均等とか類似という法理があり、不正な模造を排除しています。均等論については第22講「ボールスプライン事件」で説明します。

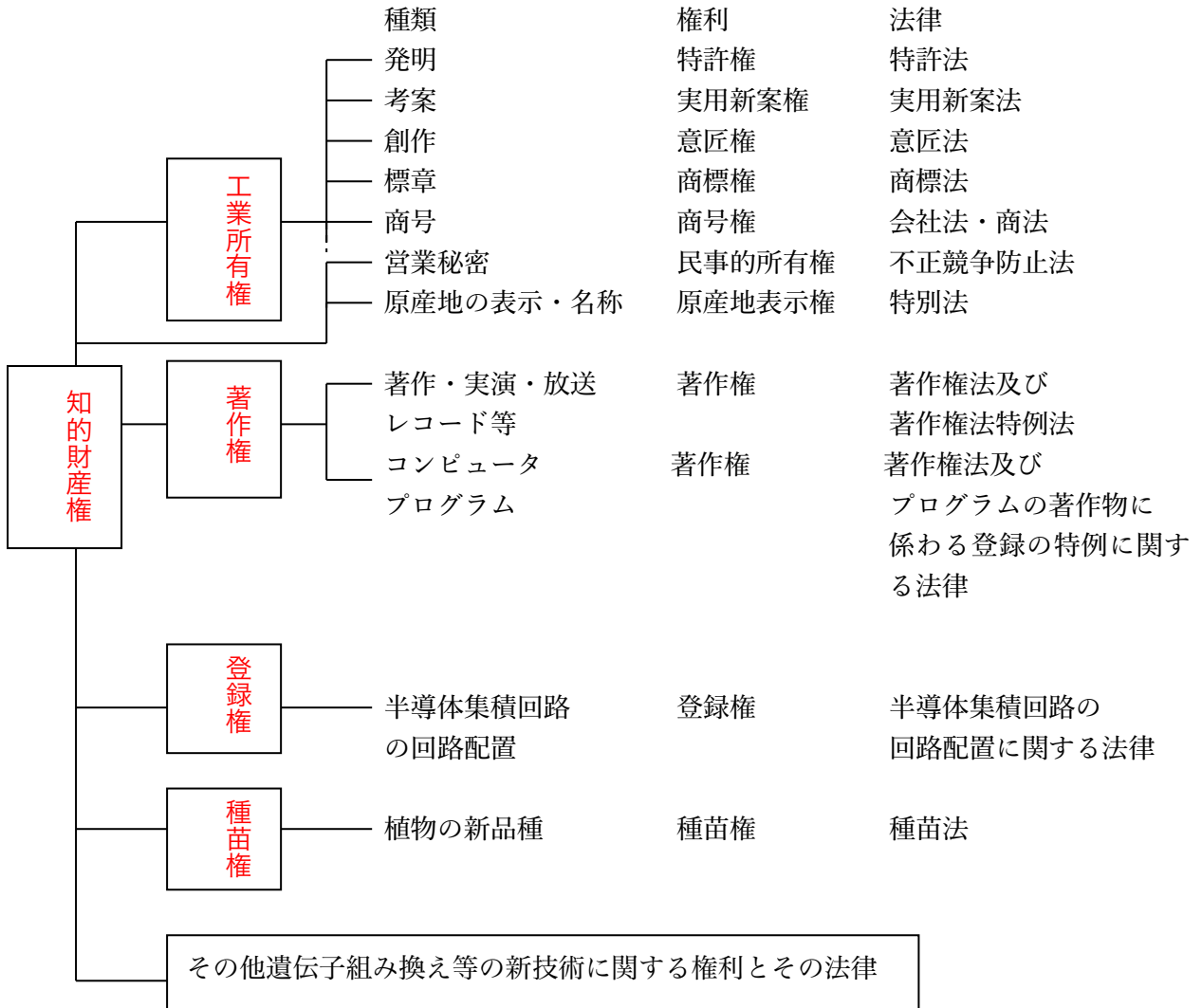


知的財産権には
どんな種類ありますか

大別すると以下のよう
な種類があります



知的財産権の種類と保護する法律



参考資料：財産＝資産の種類

- ・流動資産：現金、預金、手形、売掛金、有価証券、製品、仕掛品等
- ・有形固定資産：土地、建物、機械、設備等
- ・無形固定資産：電気・ガス・電話等の加入権他
- ・投資その他の資産：投資有価証券、投資貸付金等
- ・知的財産権は税法上償却可能な無形固定資産に含まれ、課税対象となる

ちなみに知的財産基本法には以下のように定義されています



2002年12月に制定された「知的財産基本法」では、以下のように定義されています。

第2条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

第2話 著作権の概要

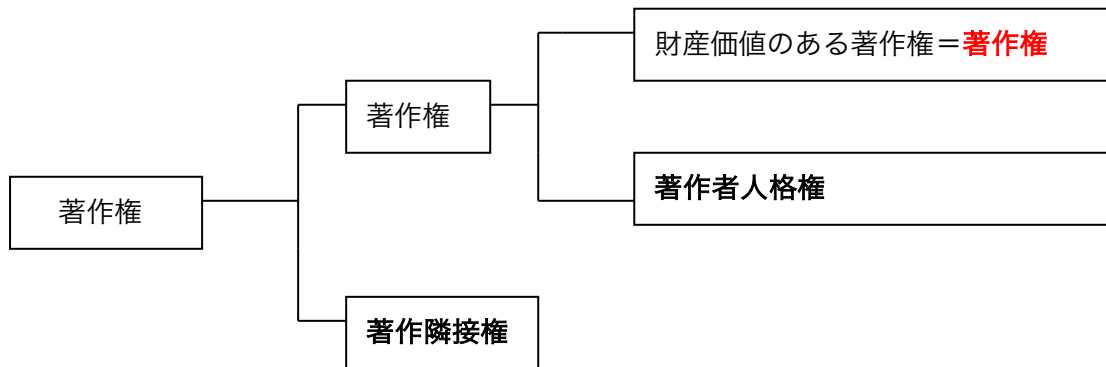


著作権と工業所有権の関係は
どうなっていますか

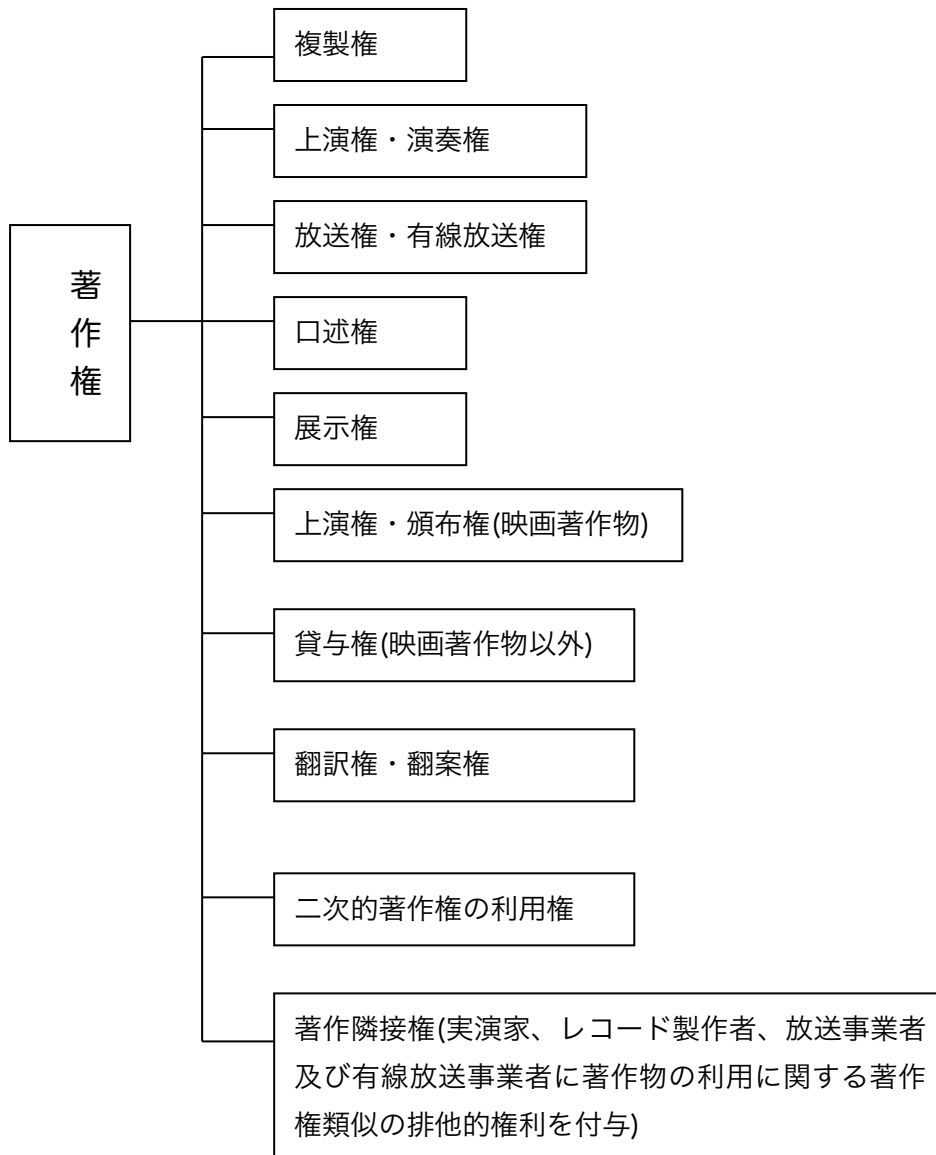


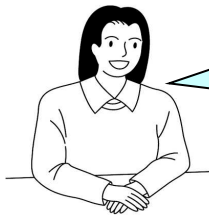
- ①著作権については、ここでは概要だけを説明します。詳しくは第12講で説明します。コンピュータプログラムに関するプロパテントの潮流は1970年代のコンピュータ基本ソフト(OS=Operating Software)の不正互換製品の排除問題が出発点であると言われています。その頃の各国の特許法はコンピュータプログラムの保護が不十分でした。日本でもコンピュータプログラムは特許法の保護対象(自然法則を利用した技術的思想の創作)とはされませんでした。
- ②そこで米国では著作権で保護する法令が制定され、日本でも大激論の末1986年に著作権法を改正し、コンピュータプログラムも著作権法で保護されることになりました。この著作権法改正により著作権が産業分野に関わりを持つようになりました。
- ③また日本の特許法も、著作権法改正後、ソフトウェアを書き込んだCD等の記憶手段を媒体と称し、媒体特許として特許法の保護対象にしました。現在は自然法則を利用するソフトウェアは特許法の保護対象になっています。
- ④つまり、現在、ソフトウェアは特許法と著作権法の両方の保護対象になっていますが、その内容は異なります。特許権は出願⇒公開⇒審査⇒設定登録の順の手続により発生し、権利期間は出願後20年です。一方、著作権は登録申請および著作した事実により権利が発生し、その保護期間は著作者の死後又は創作を公表後50年(2004年4月1日から70年)です。なお、それ以外にも、それぞれに特徴があり、ソフトウェアについては、詳しくは後述する通り、その内容によってどのような権利を取得するかを決める必要があります。

著作権の大分類



著作権の詳細分類





営業秘密とは何のことですか



営業秘密 (Trade Secret) は知的財産権の一つで、企業などが秘密にしようとしている製造技術、新製品の製造ノウハウ、設計図、実験データなどの技術情報や顧客名簿、販売マニュアル、新製品販売日などがそれに当たります。しかし、日本では特許法や著作権法により権利を与えて保護する対象ではなく、歴史的な経緯から不正競争防止法の改正により、下記示すように一定の要件を満たすものが営業秘密として、権利は付与されませんが、保護の対象になっています。

①営業秘密の要件

- a. 秘密として管理されていること (情報の機密管理)
- b. 生産方法、販売方法等の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること (有用性)
- c. 一般に知られてないこと (非公知性)

②営業秘密は不正競争防止法により保護されている。ただし、不正競争防止法は権利を付与する法律ではなく、競争秩序維持法ですので、営業秘密権といった排他的独占権を登録するようにはなっていません。

③営業秘密はパリ条約1第10条の2の規定<ヘーグ改正規定、昭和10年(1935年)>「工業上又は商業上の公平な慣習に反するすべての競争行為」の批准に当り、昭和9年(1934年)に改正され、その後、何回もの改正が繰り返されています。2005年にも改正が行われています。

④営業秘密はノウハウとは概念が違う言葉ですが、①と⑤を比較すると分かる通り、重複した意味を含んでおり、いずれにしても特許法、著作権法あるいは不正競争防止法でカバーされることになっています。ただし、日本の不正競争防止法に基づく営業秘密に関する罰則や消滅時効等は欧米諸外国の法令とはかなり異なっているので注意する必要があります。

⑤ノウハウの定義

- a. 工業所有権関係部署……産業上利用できる技術的秘訣 (上手い方法)
- b. 国際商業会議所……単独又は結合して、工業目的に役立つある種の技術を完成するもしくはそれを実際に適用するのに必要な秘密の技術的知識と経験、又はそれらの集積をいう
- c. AIPPI……技術的、商業的、管理的、財政的もしくはその他の性格の知識及び経験であって、企業の経験あるいは専門業務の実施に適用し得るものである
- d. 日本弁護士連合会の営業秘密の定義……経済的に価値のある当該営業体に固有な情報であって、秘密であるもの
- e. コンピューター・プログラムは著作権法、特許法により権利が付与されて保護される対象となっている。営業秘密でもあるので、不正競争防止法でも権利は付与されないが、保護の対象になっている。